平成２８年（フ）第４１８号
札幌市東区北49条東３丁目７番８―202号
債務者　石田　匡生
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２号
静岡市清水区蜂ヶ谷256番地の３
債務者　鈴木　義信
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０９号
大阪府大東市三箇１丁目12番６号
債務者　藤本　　忠
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉森　智広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ33―206、前住所大阪府門真市下馬伏町23番21号
債務者　濵島　政美
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村映利子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
盛岡市西見前18地割12番地147、旧住所岩手県紫波郡紫波町桜町字下川原74番地７
債務者　阿部　俊典
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林智恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４号
沖縄県石垣市字新川2427番地　カメヤンコート505号
債務者　後藤　太郎
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津浦　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第６８号
埼玉県所沢市大字上安松858番地の４　コーポ松井103、前住所埼玉県所沢市大字北秋津656番地の２　グリーンシティ所沢２―105
債務者　田中　真夫
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０６号
京都市南区東九条明田町37番地　Ｖｉｔａ　Ｒｏｓａ京都　404
債務者　鈴山　一馬
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒牧　潤一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
新潟県妙高市大字大鹿2065番地
債務者　小嶋百合子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３８１号
岐阜県瑞穂市馬場前畑町２丁目100番地、前住所山口県宇部市大字中野開作455番地５　福荘アパート202号
債務者　原　　由美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３１０号
岐阜市岩地１丁目６番13号
債務者　寺本　一雅
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５２号
埼玉県朝霞市本町１丁目６番29号　グレースパレス北岡202号
債務者　本多かおる
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
さいたま市見沼区春野２丁目４番１―308号
債務者　稲葉　淑恵
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
埼玉県鴻巣市箕田1411番地の２
債務者　加藤　和芳
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
埼玉県上尾市大字上野40番地９
債務者　中山　幸代
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目13番35号　コーポサンライズＢ棟202
債務者　高橋　　歩（旧姓小高）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
埼玉県蕨市塚越５丁目31番９号　木村荘103号
債務者　中仮屋則光
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係